

# 国民健康保険

## 国民健康保険制度とは

国民健康保険（国保）は、万一の病気やケガに備えて経済的に心配をすることなく安心して医療が受けられるよう、加入者（被保険者）の皆さんがお金（国民健康保険税）を出し合いみんなで助け合おうという、「相互扶助」の制度です。運営は小川町（保険者）が行っています。



## 届出・資格・保険証

## 国保から支給されるもの

## 特定健診・人間ドック

## 国民健康保険税

## 保養施設宿泊利用共同事業のご案内



## 届出・資格・保険証

### 国民健康保険に加入する方

職場の健康保険や[後期高齢者医療制度](#)に加入している方、生活保護を受けている方などを除いて、小川町に住んでいる方は、すべて小川町の国保に加入します。国保加入者の資格には「一般」と「退職」の2種類があります。

国保加入者が75歳になると、国保加入者の資格を失い、新たに後期高齢者医療制度に加入します。ただし、65歳以上で一定の障がいをお持ちの方は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けると、後期高齢者医療制度に加入することもできます。

### 国民健康保険に加入するとき（14日以内に届け出てください）

※国保加入日は前の健康保険の資格喪失日（または転入日）までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税もさかのぼってかかります。一度に多額の負担とならないよう、忘れずに届け出てください。



こんなとき	届け出に必要なもの
他の市区町村から転入したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・前住所地の転出証明書</li><li>・印鑑</li><li>・身分証明書（公的機関発行で顔写真入りのもの）<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・パスポート</li><li>・写真付き住民基本台帳カードなど</li></ul></li></ul>
職場の健康保険をやめたとき <ul style="list-style-type: none"><li>・退職して任意継続※しないとき（加入日は退職日の翌日）</li><li>・扶養から外れたとき</li><li>・任意継続をやめたとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・やめた日が確認できる書類<ul style="list-style-type: none"><li>・退職証明書</li><li>・離職票</li><li>・雇用保険受給資格者証</li><li>・職場の健康保険の資格喪失証明書など</li></ul></li><li>・印鑑</li><li>・老齢厚生（退職共済）年金の年金証書<ul style="list-style-type: none"><li>・60～64歳の方で加入期間が20年以上の方など</li><li>・加入月数と受給権取得月が確認できるもの</li></ul></li></ul>

子どもが生まれたとき	・母子健康手帳 ・印鑑
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 ・印鑑
外国籍の方が転入したとき (1年以上滞在予定の方)	・外国人登録証 ・パスポート

※任意継続被保険者制度とは、退職しても引き続き職場の健康保険が任意で2年間継続できる制度です。手続きは、加入していた健康保険の窓口で20日以内に行います。継続資格や保険料の金額、保険給付内容等については、加入していた健康保険の窓口にお問い合わせください。国民健康保険に加入した場合の保険料の金額は、税務課住民税担当窓口（1F5番）にお問い合わせください。

### 国民健康保険をやめるとき（14日以内に届け出てください）

こんなとき	届け出に必要なもの
他の市区町村へ転出するとき	・保険証 ・印鑑
職場の健康保険に加入したとき ・就職したとき ・扶養に入ったとき	・職場の健康保険証、または加入日が確認できる書類 ・国保の保険証 ・印鑑
死亡したとき	・保険証 ・印鑑 ・葬儀の費用を支払った方の通帳
生活保護を受けるようになったとき	・保険証 ・保護開始決定通知書 ・印鑑
外国籍の方が転出するとき	・保険証

### その他の届け出

こんなとき	届け出に必要なもの
退職者医療制度に該当したとき ・老齢厚生(退職共済)年金の年金証書が届いたとき 〔60～64歳の方で加入期間が20年以上の方など〕	・保険証 ・印鑑 ・年金証書(加入月数と受給権取得月が確認できるもの)
保険証をなくしたとき	・印鑑 ・身分証明書(公的機関発行で顔写真入りのもの) 〔・運転免許証 ・パスポート ・写真付き住民基本台帳カードなど〕
修学のため子どもが町外に住むとき (毎年届け出が必要です)	・保険証 ・印鑑 ・学生証または在学証明書

### 国民健康保険証(被保険者証)

小川町の国保に加入している証明書です。医療機関や薬局の窓口で提示すると、一部負担金(3割～1割)を支払うだけで医療が受けられます。70歳以上の方は「高齢受給者証」も一緒に提示してください。

有効期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間です。9月下旬に新しい保険証を簡易書留郵便でお送りします。保険料の納付が遅れている世帯は窓口交付になります。

被保険者番号は、世帯ごとに違う6桁の数字です。最初の「0」は省略されている場合があります。退職被保険者に該当する方は、右上に「退職本人」または「退職被扶養者」の別が表示されています。修学のために町外に住む学生の方は、右上に「⊙」と表示されています。



## 高齢受給者証

70歳になると、お医者さんにかかるときの自己負担割合などが変わります。対象となるのは70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から75歳（誕生日の前日）になるまでの方で、保険証と一緒に負担割合を表示した「高齢受給者証」で医療を受けるようになります。医療機関の窓口で支払う費用は、前年の世帯の所得状況により1割または3割となります。（70歳になる方は、該当となる月の前月末に高齢受給者証を送付しますので、手続きは必要ありません）

また、国の特例措置として平成22年3月31日まで窓口負担が1割になっておりましたが、さらに平成23年3月31日まで延長されました。現在の高齢受給者証は有効期限が平成22年7月31日までとなっております。平成22年8月1日からの高齢受給者証は7月末日までに送付いたします。

なお、古い高齢受給者証は、利用できなくなりますので、責任をもってご自身で処分していただきますようお願いいたします。

※ 75歳になる方は、誕生日から後期高齢者医療制度に移行するため、誕生日の前日が有効期限になっています。

※ 8月に前年度の所得をもとに自己負担の割合が決定されるため、8月から自己負担割合が変更される場合があります。

## 保険証をなくしたとき

再発行しますので、身分証明書、印鑑を持参してください。身分証明書を提示できない場合は、簡易書留郵便でお送りしますので、配達まで数日かかります。

前の保険証が見つかったときは、前の保険証の方を返却してください。

## 退職者医療制度（該当になったときは届け出が必要です）

国保加入者の資格には「一般」と「退職」の2種類があります。「一般」とは「退職」に該当しない方です。「退職」には更に「退職本人」と「退職被扶養者」の2種類があり、その別が保険証の右上に表示されています。

該当になるのは、65歳未満で、老齢厚生（退職共済）年金の年金証書が届いている方で、加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある方と、その扶養家族の方です。

国保加入中に年金証書が届いたときは、保険証が変更になりますので届け出が必要です。

年金証書（加入月数と受給権取得月が確認できるもの）をお持ちください。

退職者医療制度は、皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金と保険者である小川町に納める保険税の他、皆さんがお勤めされていた会社の健康保険等からの拠出金を元に運営されています。対象者にもかかわらず届け出をしないと、拠出金が負担すべき医療費分まで国保で負担することになり、将来的な保険税の引き上げにつながってしまいます。皆さんの負担軽減のためにも届け出をお願いします。



## 国保から支給されるもの

### 自己負担割合（一部負担金の割合）

かかった医療費のうち、医療機関や薬局の窓口で皆さんが支払う割合です。残りの7割～9割分については、審査支払機関である埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて、保険者である小川町から医療機関に支払われます。

未就学児（0歳から小学校入学前）	2割
小学生から69歳	3割
70歳から74歳	1割（法律では2割ですが平成23年3月31日まで据置き） （※現役並み所得者は3割）

法令の規定により、災害に遭われた方等については、一部負担金の減免及び徴収猶予の制度がありますのでお問い合わせください。

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国保加入者がいる方です。ただし、世帯内の70歳から74歳の国保加入者の収入合計が、二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合などに該当する場合は、申請により「1割」になります。

### 出産育児一時金の支給（42万円）

国保加入者が出産したときは、その世帯主に42万円を支給します。妊娠85日以上の死産・流産でも支給します。

退職後6か月以内の出産の場合は、加入していた職場の健康保険から支給されますので、入院時までに産科医療機関に申し出てください。

入院時に産科医療機関と取り交わすことになっている「直接支払制度合意文書」で、制度を「利用します」にしておくと、医療機関の窓口で42万円を越えた金額を支払うだけで済みます。

#### 出産育児一時金直接支払制度について

出産育児一時金直接支払制度は、分娩に伴う費用の支払いについて、出産育児一時金として支給される金額を限度に、町国保（国保連合会）から直接医療機関等へ支払うことにより、申請者の一時的な窓口負担を軽減するための制度です。

この制度の利用は任意ですが、ご利用の際には、入院から退院されるまでに、被保険者と医療機関との間で『直接支払制度合意文書』（代理契約）を交わしていただく必要があります。詳しくは、医療機関等へお問い合わせください。

#### 出産育児一時金直接支払制度を利用した場合の支払等について

- ・ 出産費用が出産育児一時金（原則42万円）以上の場合  
→ 分娩した方は、出産育児一時金を超えた金額を医療機関等へ支払うこととなります。  
町への出産育児一時金に関する手続きは特に必要ありません。
- ・ 出産費用が出産育児一時金（原則42万円）未満の場合  
→ 分娩に関する医療機関等への支払いは、原則として発生しません。  
また、医療機関等からの請求額が出産育児一時金に満たない場合は、その差額を被保険者（世帯主）から町に請求することになります。

#### <申請に必要なもの>

- ・ 医療機関等から交付された領収・明細書
- ・ 医療機関等から交付された『直接支払制度合意文書』
- ・ 印鑑
- ・ 預金通帳等振込口座がわかるもの（世帯主の口座）



### 出産費資金貸付制度

出産にかかる費用をつなぎ資金として、出産育児一時金支給見込額（42万円限度）まで、無利子で貸し付けます。

貸付対象者は、出産予定日まで1か月以内の方または妊娠4か月以上であり、出産に要する費用について医療機関から請求を受け、またはその費用を支払った方の世帯主です。

### 葬祭費の支給（5万円）

国保加入者が亡くなったときは、葬儀の費用を支払った方に5万円を支給します。

### 高額療養費の支給

高額療養費支給制度とは

1か月の医療費が定められた額（自己負担限度額）を超えた場合に、超えた分の医療費が払い戻されるものです。

#### 70歳未満の自己負担限度額（月額）

区分	限度額
上位所得者世帯	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% (4回目以降限度額 83,400円)
一般世帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降限度額 44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 (4回目以降限度額 24,600円)

- 上位所得者世帯 (1) 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯  
(2) 所得の確認ができない方がいる世帯

#### 70歳から74歳までの人の自己負担限度額（月額）

区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降限度額 44,400円)

一般	12,000 円	44,400 円
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ		15,000 円

※所得の確認ができない方がいる世帯は、低所得Ⅰにはなりません。

#### 限度額適用認定証

入院する際、あらかじめ国保から交付を受けた「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。入院する場合には、国保担当窓口申請し限度額適用認定証の交付を受けるようにしましょう。

「限度額適用認定証」申請の流れ

- 1 病院に入院することが決まる
- 2 町民生活課国保担当に限度額適用認定証の交付申請を行う
- 3 限度額適用認定証の交付を受ける
- 4 限度額適用認定証を医療機関へ提示する
- 5 医療機関に限度額を支払う



これにより、高額療養費の申請は不要となります。

※国民健康保険税の納付が遅れている世帯には「限度額適用認定証」は交付されません。

※外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり後から申請して支給を受けることになります。(対象者には町から申請書を送付します。)

#### 高額医療・高額介護合算療養費制度

平成20年4月より世帯内で国保・介護の両保険から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、国保・介護を通じた自己負担限度額(毎年8月～翌年7月までの年額)が適用されることとなります。

	国保+介護保険 (世帯内の70歳～74歳)	国保+介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	

※平成20年度については、通常より対象期間が4か月長いので通常よりも高い限度額である( )内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合等については、通常の限度額を適用します。

#### 人工透析に係わる自己負担限度額

血友病の方、および人工透析を受けている慢性腎不全の方等の場合、『特定疾病療養受療証』を提示すれば1つの病院での1か月の自己負担は、1万円までとなります。ただし、70歳未満で人工透析を受けている被保険者のうち、上位所得世帯については、人工透析に係わる1か月の自己負担額が2万円となります。

#### 特定疾病療養受療証の交付

該当する方は、その事実を証明する書類(医師の意見書など)・保険証・印鑑をお持ちになって、町民生活課へ届け出てください。

#### 入院時食事療養費

入院時食事療養費とは

入院中の食材料費相当にかかる費用のうち、標準負担額(負担額は所得により異なります。各区分の負担額につきましては下記の表を参照してください)を負担していただき、残りは「入院時食事療養費」として国保が負担します。

療養病床に入院する65歳以上の方は、入院時食事療養費ではなく、入院時生活療養費の該当となります。

※所得の低い方(住民税非課税世帯)は負担が軽減されます。町民生活課へ減額認定証の交付申請をしてください。

※標準負担額は、高額療養費の対象にはなりません。

#### 入院時の食事にかかる標準負担額（1食分）

区分		食材料費相当 (1食分)	必要なもの
一般		260円	-
低所得 II	過去12か月の入院日数	90日まで	減額認定証を病院窓口 へ提示してください
		91日以降	
低所得I		100円	

※上記の表の各金額は1食あたりの額となります。

※1日につき3回を上限に加算されます。

#### 入院時生活療養費

入院時生活療養費とは

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費（食材料費＋調理費）と居住費（光熱水費相当）にかかる費用のうちの標準負担額（負担額は所得により異なります。各区分の負担額につきましては下記の表を参照してください）を負担していただき、残りは「入院時生活療養費」として国保が負担します。

※療養病床に該当するかどうかは、医療機関にご確認ください。

※人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する方や、脊髄損傷（四肢麻痺がみられる状態）、難病等をお持ちの方については、今までどおり食材料費相当（入院時食事療養費の標準負担額）のみの負担となります。

※所得の低い方（住民税非課税世帯）は負担が軽減されます。町民生活課へ減額認定証の交付申請をしてください。

※標準負担額は、高額療養費の対象にはなりません。

#### 療養病床に入院する場合の食費・居住費にかかる標準負担額

区分	食費 (1食分)	居住費 (1日)	必要なもの
現役並み所得者及び一般	460円 (420円(注))	320円	-
低所得II	210円		減額認定証を病院窓口 へ提示してください
低所得I	130円		

(注) 医療機関によって金額が異なります。どちらに該当するかは、医療機関にご確認ください。

#### 療養費の支給

下記の表のような場合は、いったん医療費を全額医療機関に支払って、後日保険証・印鑑・申請書など必要な書類を添えて町民生活課に申請してください。

国民健康保険で審査をして、保険が使えなかったことがやむをえないと認められた場合には保険適用分の7割相当額（未就学児は8割、70歳以上の方は9割もしくは7割）が払い戻されます。

なお、審査のため、支払われるまでには2、3か月程度かかりますので、ご承知ください。

ケース	申請に必要なもの
1 急病など、緊急その他やむをえない事情で保険証が使えなかったとき (保険証を持参できなかったとき)	医師に支払った費用の「医療費領収明細書」 申請書
2 コルセットなどの治療用装具を作ったとき	医師の意見書 代金の領収書及び明細書 保険証
3 柔道整復師の施術を受けたとき (保険証を提示すれば、一部負担金を支払うだけで済む場合があります)	施術料金領収明細書 印鑑 領収書
4 お医者さんの同意を得て、はり・灸・マッサージ師の施術を受けたとき	施術料金領収明細書 医師の同意書
5 輸血に生血を使ったとき	医師の輸血証明書 代金の領収書 世帯主の銀行の預金通帳または口座

6	海外で病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき (注) 治療目的での渡航は対象にはなりません	代金の領収書 診療の内容がわかる明細書 ※日本語の翻訳文を添付	番号などの控え
---	--	---------------------------------------	---------

## 特定健診・人間ドック

### 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導を効率的に実施するために、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条(特定健康診査等基本方針)」に基づき、「[特定健康診査等実施計画](#)」を定めるものとされており、小川町国民健康保険に加入の方に対して実施する特定健診・保健指導の基本的な事項についての計画書を作成しました。この計画は5年を一期とし、第1期は平成20年度から平成24年度とし、5年ごとに見直しを行います。

動脈硬化や心臓病、脳卒中などを引き起こす「生活習慣病」を予防するため、「特定健診」を御利用ください。40代・50代の比較的若年層の方や、体型が痩せ型の方にも生活習慣の改善が必要な方は多く、油断は禁物です。健康増進センターで実施している各種「[がん検診](#)」と組み合わせて受診されるとより効果的です。



- 対象の方 4月1日から受診当日まで小川町の国民健康保険に引き続き加入している方で、今年度中に40歳になる方から75歳になる方まで。(平成23年3月末までに40歳になる方を含みます。)
  - 受診場所 町内21医療機関ほか比企医師会医療機関
  - 申込方法 受診券を御用意の上、医療機関の都合を確認してください。
- ※妊産婦、長期入院者、今年度に「人間ドック」を受けた方は受診できません。  
受診可能なすべての方には、6月末と9月末に分けて「ご案内」と「受診券」をお送りします。

受診期間

40歳になる方～64歳になる方	7月～9月
75歳になる方で8月～3月生まれの方	
65歳になる方～74歳になる方	10月～12月

**毎年受けよう  
特定健診!**

詳しくは健康増進課の「[保健事業計画](#)」を御覧ください。『広報おがわ』でもお知らせします。  
問合せ 健康増進センター(パトリアおがわ) ☎74-2323

### 人間ドック補助金

国民健康保険加入者で満30歳以上の方に年1回の検診料補助をします。町内指定医療機関に限ります。定員になり次第、締め切りとなります。詳しくは健康増進課の「[保健事業計画](#)」を御覧ください。『広報おがわ』でもお知らせします。

問合せ・申込み 健康増進センター(パトリアおがわ) ☎74-2323

## 国民健康保険税

### 国民健康保険税

国民健康保険税は所得割額、資産割額、および均等割額、平等割額の合算額を納税していただきます。前年の所得申告を受けて年税額を確定し、7月から2月までの年8回の納付になります。

◇納付月◇

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	



平成20年4月より65歳以上の方の保険税の年金天引き(特別徴収)が始まりました。

国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金から天引き(特別徴収)となります。

- ① 世帯主(擬制世帯主を除く)の年金額が年額18万円以上の年金受給者。
- ② 介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超えない場合。

実施月は市町村により異なりますが、小川町では、4月より実施し、4月・6月・8月の年金から天引きされる保険税額は、前年度の保険税額を基に天引きするもので、これを仮徴収といいます。7月に今年度の保険税が確定すると、4月・6月・8月で仮徴収した保険税と確定した保険税額とを調整し、残りの保険税を10月・12月・2月の年金から天引きします。これを本徴収といいます。

※仮徴収とは、4月の時点では保険料算出の基礎となる所得等が確定しておりません。そこで、前年度の年間保険税（12ヶ月分）を年間の納付回数6回で割り出した額がおおむね4月・6月・8月分の納付額となります。

[納付についてはこちらをクリックしてください。](#)

## 資格証明書

資格証明書は保険証ではありませんので、医療費は全額自己負担となり、後で国民健康保険の窓口で一部負担金を除いた額を支給申請してもらうことになります。

さらに滞納が続き、納期限から1年6か月を過ぎると、保険給付（高額療養費・出産育児一時金等）の一部または全部が差し止めになります。それでも滞納している場合は差し止めた保険給付から滞納分が差し引かれるなどの措置がとられます。

## 倒産などで職を失った失業者に対する軽減措置

雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」について、申請により、失業時からその翌年度末までの期間、前年の給与所得を30/100として、国民健康保険税を算定します。

[詳しくはこちらをクリックしてください。](#)